## 平成 20 年度第 5 回総合セキュリティ対策会議 (平成 21 年 1 月 14 日) 発言要旨

1.児童ポルノの流通を防止するための取り組みについて

【事務局から、平成 20 年度総合セキュリティ対策会議報告書(案)について説明】

本会議で検討の対象とする児童ポルノの流通経路について、ファイル共有ソフトとウェブブラウザについて言及しているが、ウェブが児童を性的搾取の対象とする風潮を煽る影響力が最も大きいと評価している根拠はあるのか。

事務局: インターネット利用者数は8,800万人程度あり、発表されているファイル共有ソフトの利用者数と比べ相対的に影響力が大きいだろうということで記載させて頂いている。

実際にファイル共有ソフトの方でもかなり逮捕事例等もある。また、テレビの影響等、インターネット以外にも社会の風潮をあおるものはあり、インターネットのウェブブラウザが一番大きいと書き切ることはいかがなものかと思う。

まさに世間の大多数の人が利用しているウェブで児童ポルノが閲覧できることから検討が始まっている。常識に反するようなことであればともかく、これを証明してみるという御意見は余り意味がないものと思われる。

数量的に示せとは言わないが、評価しづらいものについて「最も」と強い評価をしている点については問題があると思う。ファイル共有ソフトの方もやはり大事だと思うので、ウェブについて余り強く書き過ぎるのはいかがなものかと思う。

影響が大きいことは事実なのだから「非常に大きく」という表現にしてはいかがか。

「一般のインターネット利用者が見てしまう」という記述があるが、「意図 しないで見てしまう」というニュアンスを盛り込むべきである。

委員長: 最初のご意見については、「影響力が非常に大きく」に修正することとしたい。また、「見てしまう」という表現には、「自発的でない」という ニュアンスが含まれているので、こちらは現在の案のままにさせていただきた ブロッキングに関しては、様々な技術的な方策が記述されているが、他の方策とのバランスから見ると、この部分だけ深く掘り下げ過ぎているように感じる。

「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」においては、児童ポルノの単純所持を罰するべきという結論になったそうだが、日本の法制度が遅れているとの認識があるのならば、法制度の不備についても指摘すべきである。例えば、ISP等がブロッキング等を行おうとしても、現状では法制度的にサポートされておらず、対策を実施したいけれども躊躇してしまうISPがあるのではないか。

また、対策の概要を表す図についてだが、警察による検挙は児童ポルノの製造・頒布者のみにしか及ばないとの印象を受ける。インターネット利用者であっても、友人に配布するなどすれば検挙されるのだから、そのようなことがわかるよう図の書き方を工夫して頂きたい。

法制度についてのご意見について、法制度がなくても、業界の自主規制によって児童ポルノの流通防止を行うのが望ましい形である。国が法律を作って規制するという方法もあり得るが、国は、業界の取組みを見守り、サポートすべきであり、まず業界自身が襟を正してきちんと対処していくのが一番良い方法であると思う。

ブロッキングについて、技術的課題と法的課題があると簡単にまとめてしまっており、実施すべき事項についての記述が薄い。法律家、市民、技術者が検討すべき課題を具体的に挙げて提言すべきである。

単純所持を禁止する趣旨は、買う側に規制をかければ、売る側も簡単に売れなくなるということだと思う。ブロッキングは、特にコンテンツが海外のサーバに置いている場合に、買う側がショップにアクセスできないようにするための技術的な対策であり、当面はブロッキングによりアクセスできないようにすることについて議論をしていたのではないか。

「インターネットでは、何でも自由に見ることができることが原則であって、

問題があるものについて個別的に規制を加える」という認識は誤りであり、「インターネットの世界においても、児童ポルノを利用できないことは当たり前なのだ」という認識を示すべきである。

児童ポルノの単純所持については、国会での児童ポルノ改正の議論もあり、 原則として、政治で議論をすべきものではないかと思う。一方で、事業者ができることをやっていないという実態や、電気通信事業法等の壁があって対策を 実施して良いのかどうかが判らないという状況もあり、議論を進めてきたもの と認識している。報告書案については、具体的に実施すべき項目が整理され、 リスト管理団体の設置という提案もなされており、また、事業者としても今できることは実施すべきとの認識を持つようになったことから、大きな前進があったものと理解している。

業界として児童ポルノの問題に関して十分に取り組んでいなかったという面はあると思う。可能な限り実施すべきことは実施するし、できないことはできないということはあるが、まず実行して、不備等があれば修正していくというのが良い。また、毎年開催されるIGF(Internet Governance Forum)等の有害情報等について議論される場もあり、グローバルな観点から議題に載せられるかということについても考えていきたい。

検索エンジンサービス事業者による対策部分の記述について、一部の事業者では対策を実施しているものの、他の事業者では対策を実施しておらず、児童ポルノを許容しているとも読める書き振りになっている。児童ポルノ画像と他のわいせつ画像を自動的に見分ける実装可能な技術は、まだ実現しておらず、実現には相当な努力が必要なことも事実であり、「難しくて何もできない」とはならない程度で、このようなニュアンスを出した書き振りにすべき。

現状の画像解析技術では、年齢を推定するエンジンを数社が出しているものの、厳密な年齢確認を画像に基づいて行うということは不可能であると理解している。セーフサーチにおいて児童ポルノの排除を可能とするには、リスト管理機関等から、児童ポルノの該当性について判断されたリストが提供されることが前提になる。

事務局:当該部分については、ウェブ検索においても、デフォルト状態で、そ

の機能が有効になっているものと、そうでないものがあると認識しており、こ のような記述としたものですが、事実関係に誤りがあるのであれば修正したい。

当該部分の論点は、各社ともセーフサーチを提供しているが、余りきちんと機能しておらず、機能していない理由は、データが日本国内で整っていないからであるということである。文章自体には、特に事実誤認に当たるようなものはないと思うが、セーフサーチは児童ポルノを排除するものではなく、ポルノ全体を排除するものあることを明らかにし、児童ポルノに関して確実にセーフサーチが機能するための措置については、今後のアクションアイテムとして記載するという書き振りにしては良いのではないか。

本会議は、官民が連携して課題を把握し、その解決に向けて協力するという 責務を担っており、事業者が実施できる範囲内の事項について、警察庁がその 実施をお願いするという場ではない。自主的な努力を最大限尊重するという方 向性は良いが、今できることを事実として書くだけではなく、事業者としてど うしたいのか、あるいは、何ができなくて、そのための課題として何を社会に 投げかけたいのか、という視点があってしかるべきである。

「児童ポルノ流通防止対策推進協議会(仮称)」の設置に関して、民間の事業者及び団体によって、安心ネットづくり促進協議会という場が設立されており、その中で、児童ポルノへの対応についても取り組むこととなっているので、検討の効率化、整合性確保の観点から、連携し一本化することを提案したい。

安心ネットづくり促進協議会には、現状では、児童ポルノの流通防止に取り 組んでいる民間団体が入っていないという問題がある。このような民間団体を 排除するのであればともかく、このような民間団体が入るのであれば、若干事 業者寄りなのが気になるが、警察庁と総務省で連携を取るようにすれば良いの ではないか。

安心ネットづくり促進協議会は、通信関係に限らずいろいろな企業等に参加 を募っているところである。ご指摘のような民間団体にも、お声がけをしなけ ればならないと思っている。

報告書としては、各省が連携して、重複しないようにする旨のことを記述す

れば良い。リスト管理団体については、純粋に民間の任意団体であるべきなのか、あるいはもう少し公的な性格を持つようにした方がいいのか等についても 議論すべきである。

報告書では、各省庁の連携を図るという書き振りにして、それ以上のことは、 その後の課題にすべきではないか。また、省庁間の連携は、無駄を省くという 発想ではなく、効果を増幅させることが目的である旨の書き振りが望ましい。

児童ポルノか否かを判別する技術を、警察が独自に、あるいは民間と連携して開発を行うべきである。

児童ポルノが掲載されるサイトには、大きく分けて、サイト管理者自らが児童ポルノを掲載しているものと、掲示板に利用者が投稿しているものの二種類がある。後者には、児童ポルノを認知した場合には、サイト管理者が積極的に削除しているところと、専ら放置しているところの二種類がある。ブロッキングリストの作成に当たっては、単に、児童ポルノが投稿されている掲示板をブロッキングの対象とすると、管理者として適正に運用しているにもかかわらずブロックされるという不利益を被ることがあり得ることから、この点について検討する必要がある。

児童ポルノの流通に関して、Zero Tolerance (絶対に許されないもの)というのであれば、関係者がその流通防止に関して自主的な対応を行うのは当たり前であり、適切に対応している関係者が社会的に評価を受けることができるということよりも、むしろ、対応していない関係者に対して批判がなされるべきであるということを強調した書き振りとすべき。

報告書案には「児童ポルノが公衆送信されないよう、画像が掲載される前に チェックすることが必要となる」とあるが、これは児童ポルノに限らず、すべ ての投稿を事前にチェックすることを求めるということになり、書き過ぎでは ないかと思う。また、匿名性等の問題については、もう少し丁寧な書き方をし ていただきたい。少なくとも国内での捜査においては、迅速な捜査活動をして いただければ、匿名性というのは事実上ないものと思っている。

事務局: 事前のチェックについては、一度児童ポルノが投稿されてしまうと拡散してしまうことから、理想として記述している。一方で、現実的には非常に難しいであろうことから、その後に、技術の開発が重要であることを記述し

ている。匿名性については、必ずしもログが十分に保存されていない場合や端 末の使用者が不明である場合等の捜査上の隘路が、現に、存在することから記 述しているものである。

「流通させた者の特定を容易にするための取組み」というのは、ログの保全 以外に何かあるのか。

事務局: 例えば、ネットカフェに対する、利用者の本人確認の実施等匿名性を排除するための取り組みを働き掛けることが考えられる。

米国のISPは児童ポルノを認知した際にはNCMEC(The National Center for Missing & Exploited Children)に通報する義務がある。そのほか、昨年の秋口から、NCMECと大手のISPとの間でMoU(Memorandum of Understanding)を結び、ISPが児童ポルノをブロックすることを約束するという動きが出ている。日本においても、フィルタリング事業者、検索エンジンサービス事業者、ISP等は、自ら児童ポルノの流通を防止ことに協力をする社会的責任を有するということを明確にすべきである。

また、インラインイメージで児童ポルノを閲覧できるようにしているものや、 リンク集といったものも存在しており、実行性を担保するためには、個々の児 童ポルノ画像だけではなく、このようなものもブロックすべきである。

画像自体がブロックされていれば、インラインでその画像を表示するページを閲覧しても、ブラウザ上には表示されないので、ブロックの対象は、画像に限定をしても良いと思う。一方で、リスト管理団体については、URLだけではなく画像ファイルのフィンガープリントもリスト化することが、対策の実効性を高めていく上で有効だと思う。例えば、掲示板にアップロードされた画像のフィンガープリントを作成し、リスト上のフィンガープリントと一致する場合には、サイト管理者が事前確認を行うなどの対策が可能となる。

ブロッキングの運用については、試行錯誤の段階にあり、技術的な限界や運用上の限界がある中で、ブロッキングを何のためにどこまで実施するのかということについて明確にしていく必要がある。本来の児童ポルノ流通の抑止という目的から逸脱をしないようにすべきである。

「画像が掲載される前にチェックすることが必要となるが、」という記述と、 「における検討状況等については、本会議に報告されることが望ましい。」と いう記述があるが、「望ましい」と「必要」は逆にすべき。

アドレスリスト作成管理団体については、非常に大事な団体になると思うので、関係者が信頼できるような人選、運営システムとし、透明性、公平性が確保できるようにすべきである。関係者が、運営状況を逐ーチェックすることは現実的には難しく、信頼の醸成が重要である。

様々なご指摘を頂いたところであるが、報告書の中で、技術的な問題も含め、すべてを網羅的に取り込んでいくことは難しく、例えば、協議会における検討の方向性を示すという形で取りまとめをさせていただきたい。事務局に、本日御指摘いいただいた内容を踏まえた修正を行わせ、次回、さらに議論をして、報告書を確定することとしたい。

## 2. 今後のスケジュール

【事務局から、平成 20 年度年間スケジュール等について説明】 (質疑等なし)